

賃金委員会報告

地方公務員法等の改正に伴う 若年嘱託員・再雇用嘱託員の移行先について

現在、全国の自治体で多くの臨時・非常勤職員が採用されているが、任用根拠ごとの運用(職務内容、勤務態様等)が自治体ごとに異なっていること等が課題とされている。

このため、地方公務員法及び地方自治法が改正され、特別職非常勤嘱託員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、新たに、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」の制度が創設されるなどの見直しが行われたもの(2020年(平成32年)4月施行)である。

法改正を踏まえた若年嘱託員及び再雇用嘱託員の移行先について、以下のとおりとしたい。

1 若年嘱託員の移行先及び見直しに伴う検討事項について

⇒ 若年嘱託制度を終了し、正規職員として任用

- ・ 若年嘱託制度は優秀な職員を育成するために、必要な制度であり、これまで制度の維持・運用に努めてきたが、地方公務員法等の改正に伴い、当制度を維持することができない。現行の若年嘱託員の勤務条件等を維持するため、今後は正規職員として任用する。
- ・ 正規職員として任用するにあたっては、優秀な職員の確保・育成につなげるため、これまで若年嘱託制度で実施してきた内容を可能な限り活かすべく検討を行う。
- ・ 2019年度(平成31年度)までに採用した若年嘱託員については、試験を実施したうえで、2020年(平成32年)4月1日に一斉に正規職員への任用を行う。

2 再雇用嘱託員の移行先及び見直しに伴う検討事項について

⇒ 現行制度を基本に会計年度任用職員へ移行

(1) 任用

- ・ これまで培ってきた豊富な経験、技術を最大限活用するため、65歳までの間、選考(経歴評定等による能力実証)により、会計年度任用職員として採用する。
- ・ 任期終了後、連続4回までは、従前の勤務実績に基づく能力実証により、公募を経ることなく再度の任用を行うことができるものとする。
- ・ ただし、年齢65年に達した日以後における最初の3月31日を超えた職員については、この限りでない。(公募を経ない再度の任用は行わない。)

(2) 勤務時間

- ・ パートタイムとする。

(3) 給与等

- ・ 初任給基準については、企業職給料表上の水準を用いることとし、現行の再雇用嘱託員の報酬の直近上位の額を基本とする。
- ・ 引き続き再度の任用の場合の給与決定については、初任給と同額とする。
- ・ その他諸手当等については、現行の再雇用嘱託員の例に準じる。

(4) 休暇等

- ・ 現行の再雇用嘱託員の例に準じる。

(5) 再度の任用の場合の欠格条項

- ・ 現行の再雇用嘱託員の例に準じる。

(6) 分限及び懲戒並びに服務

- ・ 正規職員の例に準じる。

(7) 人事評価

- ・ 人事評価の対象とする。

(8) その他

- ・ 安全衛生、福利厚生、災害保険及び雇用保険については、現行の再雇用嘱託員の例に準じる。

1時間を単位とする病気休務の導入について

1時間を単位とする病気休務について、次のとおり、措置することとした。

1 内容

次に掲げる治療を受ける必要がある場合に限り、1時間を単位とする病気休務の取得を承認する。ただし、勤務時間外に治療を受けることができると認められる場合及び当該治療に当たり通院を伴わない場合を除く。

- ①人工透析
- ②C型肝炎に係るインターフェロン治療
- ③抗がん剤治療
- ④がんに係る放射線治療
- ⑤腹水症に係る腹水穿刺又は腹水濾過濃縮再静注法による治療

2 対象職員

局職員のうち、勤務区分がCである職員(ただし、非常勤嘱託員及び臨時的任用職員を除く。)

3 1時間を単位として病気休務を受ける場合の給与の取扱い

病気休務の例により減額する。

なお、日への換算は以下のとおりとする。

1時間を単位として受けた病気休務を日に換算するときは、8時間を1日として計算する。ただし、次に掲げるときは、4時間を0.5日に換算して計算する。

- ①累計日数が74.5日から75日に達するとき
- ②期末手当の欠格条件に係る日数を計算するとき
- ③昇給の欠格条件に係る日数を計算するとき
- ④昇格の欠格条件に係る日数を計算するとき
- ⑤その他管理者が別に定めるとき

4 実施日

平成31年4月1日

再任用職員に係る期末手当の加算措置の見直しについて

再任用職員の期末手当の算定基礎額への加算措置について、次のとおり見直すこととした。

1 内容

現在、再任用職員に措置されている期末手当の算定基礎額への加算割合について、3級の職員の加算割合を5%→7.5%に引き上げる。

(参考)再任用職員の加算割合

給料表	加算割合	20%	15%	10%	7.5%
企業職給料表第1		8級 7級	6級	5級	4級 3級
企業職給料表第2		8級 7級	6級	5級	3級
企業職給料表第5					3級

2 実施日

平成31年4月1日

子の看護のための休務の見直しについて

子の看護のための休務について、次のとおり、取得要件を見直すこととした。

1 内容

現行	改正案
子の看護のための休務は、一の年次(4月1日から翌年の3月31日までの間)において、1日、半日又は1時間を単位(年次有給休暇の取得単位に同じ)として5日以内(子が2人以上の場合にあっては10日以内)の範囲内で承認を受けることができる。	子の看護のための休務は、一の年次(4月1日から翌年の3月31日までの間)において、1日、半日又は1時間を単位(年次有給休暇の取得単位に同じ)として5日以内(子が2人以上の場合にあっては10日以内)の範囲内で承認を受けることができる。

2 実施日

平成31年4月1日

育児・介護に係る早出遅出勤務制度の本格導入について

平成30年4月から試行実施している育児・介護に係る早出遅出勤務制度について、次のとおり、取得可能な範囲を拡充し、本格導入することとした。

1 内容

現行	改正案
所属長は、育児又は介護を行う職員が早出遅出勤務を申し出た場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申し出に応じ、一週間につき3日以内の範囲内で、当該職員の勤務時間の始業時刻及び終業時刻を30分又は1時間繰り上げ又は繰り下げることができる。	所属長は、育児又は介護を行う職員が早出遅出勤務を申し出た場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申し出に応じ、一週間につき5日以内の範囲内で、当該職員の勤務時間の始業時刻及び終業時刻を30分又は1時間繰り上げ又は繰り下げることができる。

2 対象者(※現行から変更なし)

部・室	所属
企画総務部	総務課 職員課 財務課 研修所
営業推進室	
自動車部	営業課 運輸課(A勤務者である事故対策担当を除く) 技術課
高速鉄道部	営業課 運輸課(運転指令区を除く) 技術監理課(保線区を除く) 高速車両課 電気課(電力区、電気区を除く)

3 実施日

平成31年4月1日

非常勤嘱託員の報酬等について

1 臨時報酬(期末手当相当)

2019年度(平成31年度)の期末手当相当額の支給月数は、現行の年間2.3月以内から0.05月分引上げ、年間2.35月分以内とする。

2 基礎報酬月額(本給相当)

基礎報酬月額については、現行どおりとする。

3 その他

その他諸手当等については、別紙のとおりとする。

4 実施日

平成31年4月1日

非常勤嘱託員の給与・勤務条件一覧

業務種別	勤務区分	勤務形態	業務内容	基礎報酬月額	その他の手当	公休日数
バス運転士	フルタイム	日勤 5日1休	一般従業員	218,500円	超勤手当、夜勤手当、通勤手当 超勤手当(1日1,000円)	104日
	パートタイム (31時間)	日勤 4日3休	一般従業員	174,500円	超勤手当、夜勤手当、通勤手当 超勤手当(1日1,000円)	156日
営業系事務職員	フルタイム	日勤 5日2休	一般従業員の半分に相当	109,100円	超勤手当、夜勤手当、通勤手当 無給	104日
	パートタイム (23時間)	日勤 3日2休	一般従業員の半分に相当	86,800円	超勤手当、夜勤手当、通勤手当 無給	122日
自動車整備関係職員	フルタイム	日勤 5日2休	整備工場 整備業務	180,000円	超勤手当、夜勤手当、通勤手当 超勤手当(1日1,000円)	110日
	パートタイム (31時間)	日勤 4日3休	整備工場 整備業務	144,000円	超勤手当、通勤手当	156日
高速運転士	フルタイム	日勤 (夜泊あり) 5日1休	一般従業員	218,500円	超勤手当、夜勤手当、通勤手当 超勤手当(1日1,000円)	104日
	パートタイム (31時間)	日勤 (夜泊あり) 4日3休	一般従業員	174,500円	超勤手当、夜勤手当、通勤手当 超勤手当(1日1,000円)	156日
高速車掌	フルタイム	日勤 (夜泊あり) 5日1休	一般従業員	211,600円	超勤手当、夜勤手当、通勤手当 超勤手当(1日1,000円)	104日
	パートタイム (31時間)	日勤 (夜泊あり) 4日3休	一般従業員	169,300円	超勤手当、夜勤手当、通勤手当 超勤手当(1日1,000円)	156日
助役	フルタイム	24時間 4日1休	助役業務	218,500円	超勤手当、夜勤手当、通勤手当 超勤手当(1日1,000円)	120日
	パートタイム (31時間)	24時間 4日1休	助役業務	174,500円	超勤手当、夜勤手当、通勤手当 超勤手当(1日1,000円)	169日
駅員	フルタイム	24時間 4日1休	駅員業務	204,700円	超勤手当、夜勤手当、通勤手当 超勤手当(1日1,000円)	120日
	パートタイム (31時間)	24時間 4日1休	駅員業務	163,700円	超勤手当、夜勤手当、通勤手当 超勤手当(1日1,000円)	169日
高速保守関係職員	フルタイム	24時間+日勤 5日2休	保守業務	180,000円	超勤手当、夜勤手当、通勤手当 超勤手当(1日1,000円)	120日
事務関係職員	フルタイム	日勤 5日2休	事務業務	180,000円	超勤手当、通勤手当	120日

※この表に記載の給与・勤務条件については、平成31年4月1日(予定)のものである。(休務等については、一般職に準じて変更する可能性がある。)



発行所 京都交通労働組合
京都市中京区壬生坊城町48
TEL075-841-0948 FAX075-811-3536

定価 一部10円

本紙の購送料は組合費に含まれています

毎月1日発行

発行者 瀬戸高志

編集者 梅田涼

一面

賃金委員会報告
接客態度優秀者2級表彰報告

二面

年末清掃エンパワメント活動報告



接客態度優秀者 二級表彰報告

二〇一八年十二月四日(火)及び二〇一九年一月十六日(水)天神川大会議室で接客態度優秀者二級表彰が行われました。平賀部長から九条営業所、山岡洋輝運転士と烏丸営業所、須藤正夫運転士に賞状が授与されました。おめでとうございます。



烏丸営業所 須藤正夫運転士



九条営業所 山岡洋輝運転士

接客態度優秀者制度とは
感謝表明や適切な対応など接客態度が優秀であった場合に、感謝表明や適切な対応など接客態度が優秀であり、三級表彰よりさらに上位の表彰がふさわしいと認められる場合に三級表彰を過去に複数回受賞している場合、感謝表明や適切な対応など接客態度が優秀であり、二級表彰よりさらに上位の表彰がふさわしいと認められる場合に二級表彰を過去に複数回受賞している場合。

年末清掃エンパワメント活動報告

全車ピカピカ宣言! & 駅のトイレを美しく! 烏丸営業所・今出川駅に門川大作京都市長が訪問された!

2018年12月29日(土)自動車部・電車部の各支部で恒例となった年末清掃に取り組んだ。日頃から市バス・地下鉄をご利用頂いているお客様に新年からも気持ちよくご利用頂くために取り組んでいるこの活動も今回で8年目に突入り、各支部で支部役員が中心となり、組合員が、夜が明ける早朝からかじかむ手を擦りながらバスや駅のトイレを「ピカピカ」&「美しく」仕上げました。自動車部は、各営業所で、早朝4時半から出庫していくバスを1台ずつ、雑巾やモップを使い、座席周りや手摺を拭き上げ、最後に床を流し送り出した。また、電車部では、同じく早朝から直営全駅のトイレ清掃に取り組み、床を流し、ブラシで便器を丁寧に磨く清掃活動に取り組んだ。また、今回も門川大作京都市長が烏丸営業所と今出川駅に激励訪問され、それぞれ掃除の様子を見学され「職員自らが率先して清掃活動に取り組んでいることに感謝します。更なるマナー向上、サービス向上をお願いし、これからもお客様目線に立ち頑張ってください」と述べられました。



・・・烏丸営業所で市長と一緒に・・・



・・・今出川駅で市長と一緒に! 駅務支部・電整支部も協力・・・



市長にお手伝い頂きました。



門川市長に説明をする辻井電車部長



・・・烏丸線乗務支部・・・



・・・東西線乗務支部・・・



・・・西賀茂支部・・・



・・・梅津支部・・・



・・・九条支部・・・

